

査 答 申 情 第 1 0 号

平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

平成 2 0 年 4 月 2 2 日付け生市活第 1 7 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「自治振興補助金等の支出負担行為伺書、支出命令書、及びその添付書類（平成14年度から平成19年度）」の部分開示決定に対する異議申立て事案

（諮問情第 1 0 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、自治振興補助金等の支出負担行為伺書、支出命令書、及びその添付書類（平成14年度から平成19年度分）（以下「本件公文書」という。）につき、部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が平成20年3月31日付けで行った本件公文書の部分開示決定について、その処分を取り消し、本件公文書の開示を求めたものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立人からの意見書の提出及び意見陳述がともになされなかったため、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 情報公開の「原則開示」の趣旨に反する。
- (2) 情報公開条例を実施機関が恣意的に運用することにより、条例の本旨をねじまげるもので、違法である。
- (3) 自治振興補助金及び自治会長活動交付金の交付の必要性、有効性を知るために、全部開示を求めることにより不正隠しを明かす。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「自治振興補助金及び自治会長活動交付金の支出に関する一件一切（保存分全部）」との開示請求に対して、実施機関が行った原処分について、不開示部分の開示を求めてなされたものである。

2 自治振興補助金、自治会長活動交付金について

本補助金は、生駒市自治振興補助金等交付要綱（平成10年8月1日施行）

の規定に基づき、本市の行政の円滑な推進に資するため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会及び自治会長に対し、予算の範囲内において補助金及び交付金を交付するものである。住民自治の健全育成及び地域振興事業等の推進に資する活動に要する経費に充てるため自治会に対して交付する補助金を自治振興補助金、本市の各種行政事務事業に係る連絡調整、協力活動に対して自治会長に交付する交付金を自治会長活動交付金と定め、それぞれに交付している。

それぞれの振込みは、自治会長からの請求書に振込先を記入することによって、指定の名義である自治会長、会計等の口座に前期、後期に分けて振込まれている。

本年度から、この二つの補助金を一括して自治振興補助金として、自治会に交付している。

3 本件公文書について

本件公文書は、自治振興補助金及び自治会長活動交付金に係る申請から交付までの一連の書類であり、各自治会長からの自治振興補助金交付申請書、自治会長活動交付金申請書、前年度収支決算書及び請求書、支出するために作成した支出負担行為伺書、支出命令書及び振込一覧表からなっている。

4 実施機関の理由説明要旨について

本件公文書は、生駒市情報公開条例第6条第2号及び第3号に該当するため一部を不開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 原処分において不開示とした部分について

- ア 自治会長の住所・電話番号・個人の印影
- イ 自治会長以外の氏名・印影
- ウ 自治会長等の金融機関名・支店名・預金種別・口座番号
- エ 自治会資産の預入先の口座番号

(2) 条例第6条第2号該当性について

自治会長の住所・電話番号・個人の印影、自治会長以外の氏名・印影及び個人の口座情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され得る情報であるため、本号に該当する。

なお、自治会長の氏名は自治連合会広報紙等で公開している情報であるため、本号ただし書きにより開示したものである。

(3) 条例第6条第3号該当性について

自治会は、法人格を有しないが、団体の規約等を有し、かつ、代表者の定めのある者で、団体としての実体を有している法人等である。この自治会の口座情報については、個人口座、自治会口座を問わず、犯罪の対象となりかねないことから、慎重な取扱いが要求されているものであり、広く一般に知られることにより、予期せぬ不利益が生ずる可能性も否定できない。また、自治会からの提出文書を第三者に提供することは、市と自治会との信頼関係を損なうおそれもあり、市の事務事業の遂行に多大な支障をきたすことが予想される。

以上のことから、本号の法人等の正当な利益を害すると認められる情報に該当する。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、自治振興補助金及び自治会長活動交付金の申請から交付に係る文書で、自治振興補助金及び自治会長活動交付金に係る支出負担行為伺書（各自治会からの交付申請書に前年度収支決算書、監査報告書等が添付）支出命令書（請求書、振込みデータ等が添付）である。

2 条例第6条第2号の該当性について

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

(2) これを本件公文書について検討すると、不開示とされた自治会長の住所・電話番号・個人の印影、自治会長以外の氏名・印影、請求書中の金融

機関名・支店名・預金種別・口座番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報であることから、本号本文に該当すると認められる。

ただし、本件公文書の自治会長の氏名については、本号ただし書イの「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」として開示している。

(3) 上記(2)で本号本文に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書アからエのいずれにも該当しない。

3 条例第6条第3号の該当性について

(1) 条例第6条第3号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上の地位、社会的信用その他正当な利益を害すると認められるもの。」を不開示情報として規定している。

(2) これを本件公文書について検討すると、不開示とされた自治会決算書中の金融機関の口座番号は、一般に任意団体である自治会の財産及び取引に関する情報であって、個別の取引において当該取引の相手方に対して、個別に通知されるものであり、当該取引関係者以外に通知されることは通常ないものと考えられる。したがって、これらの情報を公にすると、当該口座に不正にアクセスされるなど第三者に悪用されて自治会の財産の保護に支障が生ずるおそれがあり、上記金融機関の口座番号は本号に該当する。

(3) 上記(2)で本号本文に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号及び第3号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 2 0 年 4 月 2 2 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 2 0 年 5 月 7 日	○ 諮問の報告
平成 2 0 年 5 月 2 0 日	○ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 2 0 年 6 月 1 9 日 本件第 1 回審査会 (通算第 3 2 回審査会)	○ 実施機関から不開示理由の聴取等を行った。 ○ 審議を行った。
平成 2 0 年 7 月 3 1 日 本件第 2 回審査会 (通算第 3 3 回審査会)	○ 審議を行った。
平成 2 0 年 8 月 2 5 日 本件第 3 回審査会 (通算第 3 4 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申の案文検討を行った。
平成 2 0 年 9 月 1 6 日 本件第 4 回審査会 (通算第 3 5 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いしだ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
おがた けんし 緒 方 賢 史	弁護士	
かなたに しげき 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
みむら えいこ 三 村 英 子	弁護士	